

お客さま 各位

## 電子交換所設立に伴う当座勘定規定等の改正について

平素は、桑名三重信用金庫をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

さて、全国銀行協会では、令和4年11月に「電子交換所」を設立することを決定しました。これにより、全国各地の手形交換所は廃止され、手形・小切手は、原則としてすべてこの電子交換所で取り扱われることとなります。

これに伴い、当金庫では以下のとおり当座勘定規定および手形用法・小切手用法を改正させていただきます。

なお、改正日以前にご契約いただいたお客さまにおかれましても、改正後の規定内容が適用されますので、何とぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 【改正する規定等】

- ・当座勘定規定(一般用)
- ・当座勘定規定(専用約束手形口用)
- ・約束手形用法
- ・為替手形用法
- ・小切手用法

### 【改正日(施行日)】

令和4年8月23日(令和4年11月4日)

### 【主な改正内容】

#### ■ 当座勘定規定(一般用、専用約束手形口用)

条項	内容
手形・小切手の支払	手形・小切手の支払にあたり、振出の事実確認を行う場合があることを追加しました。
手形・小切手の用紙	支払いから3か月を経過した手形・小切手の取扱いについて追加しました。
印鑑(署名鑑)照合等	電子交換所から送信された電磁的記録による画像により、印鑑(署名鑑)の照合および用紙の確認を行うことについて追加しました。
個人情報情報センターの登録	全国銀行個人情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴い、個人情報情報センターへの登録規定を削除しました。

#### ■ 約束手形用法、為替手形用法、小切手用法

内容
チェッカーライターを使用して、金額欄に印字する際の「,」の印字方法を追加しました。
金額を文字(漢数字)で記入する場合に使用する文字の一覧を追加しました。
手形・小切手の読取箇所(金額欄、金融機関名、QRコード欄等)の取扱いを追加しました。

詳細につきましては、[新旧対照表](#)をご参照ください。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。